

【全体財務書類】

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年

工作物 8 年～75 年

物品 4 年～38 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

(ソフトウェアについては、当県における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。なお、実質価額が30%以上低下した場合には、著しく低下したものとみなします。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。その他、少額リース資産及び短期のリースには簡便な取り扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理をしています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(福井県財務規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、原則取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

なお、平成 28 年度以前取得物品については、取得価額又は見積価格を 100 万円としています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

なし

3 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
福井県信用保証協会	—	20 百万円	2,133 百万円	2,153 百万円
ふくい産業支援センター	—	—	615 百万円	615 百万円
ふくい農林水産支援センター	—	—	477 百万円	477 百万円
福井県漁業信用基金協会		—	50 百万円	50 百万円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

① 福井地方裁判所 令和 4 年（ワ）第 3 2 号

損害賠償請求事件 1 百万円

② 福井地方裁判所 令和 4 年（ワ）第 2 5 2 号

損害賠償請求事件 2 9 百万円

③ 福井地方裁判所 令和 6 年（ワ）第 5 4 号

損害賠償請求事件 6 7 百万円

4 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①全体財務書類における連結対象会計は次のとおりです。

(地方公営企業会計)

福井県病院事業会計	全部連結
臨海工業用地等造成事業会計	全部連結
工業用水道事業会計	全部連結
水道用水供給事業会計	全部連結
臨海下水道事業会計	全部連結
流域下水道事業会計	全部連結

(地方公営企業法を適用していない会計)

県営産業団地整備事業特別会計	全部連結
駐車場整備事業特別会計	全部連結
港湾整備事業特別会計	全部連結
国民健康保険特別会計	全部連結

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。